



塩竈市公共事業再評価の結果と対応方針

(平成20年12月17日 市長決裁)

平成20年度に公共事業再評価の対象となった、塩竈市流域関連公共下水道事業の評価結果と対応方針については、塩竈市公共事業再評価監視委員会からの意見を踏まえて、以下のとおりとする。

記

1. 再評価の結果

「下水道事業における費用効果分析マニュアル」に基づく費用効果分析の結果を踏まえ、事業継続が妥当であるものとする。

なお、塩竈市公共事業再評価監視委員会から、審議を通じて意見が出されているので、事業の執行にあたってはこれらを最大限尊重するものとする。

2. 対応方針

本事業については、基本的にはこれまでどおりの事業方針を継続し、以下のとおり対応しながら、早期完了に努めていくこととする。

また、事業を推進するにあたっては、下水道整備における本市の特異性や各地域の進捗状況などを随時公表しながら、市民への周知を図っていくこととする。

< 汚水事業 >

汚水事業については、昭和33年より、快適な居住環境の確保や水洗化の促進、供用水域の水質改善を目的として整備を進め、平成19年度末の整備人口普及率は98.5%となっている。

今後は、将来の人口減少への対応や市全体の政策優先度にも配慮しながら、未整備地区の整備促進と未水洗化世帯への普及啓発に努めるとともに、長期間わたる機能性の保持のための的確な維持補修を継続していくこととする。

< 雨水事業 >

雨水事業については、昭和33年より、本市の地形的制約や宅地事情による豪雨時の浸水被害の防止を図る目的で整備を進め、平成19年度末の整備面積254.0ha、面整備率は19.7%となっている。

今後も、浸水常襲地帯の解消に向け、根幹施設であるポンプ場・幹線・枝線の整備を行うとともに、流出抑制施設である宅内貯留施設の整備を推進していくこととする。

また、限られた財源の中で、市民の安全性に関わるリスクについて十分配慮しながら、事業の進度調整や優先度の設定を実施していくとともに、経費削減、コスト縮減に努めていくこととする。

本市の下水道事業は、汚水と雨水を別々に排除する「分流式」となっており、汚水事業と雨水事業に分けてそれぞれ整備を行っている。